

野焼きの禁止 について

【落ち葉焚きができる?】とか【家庭用の焼却炉は使える?】などと『野焼きの禁止』について議論になり、一度調べてお知らせすることになったので報告します。

そもそも

悪質な産業廃棄物処理業者や無許可業者による廃棄物の焼却についてダイオキシンの健康被害などが社会問題化し、これまでの行政処分では適切な取り締まりが困難であったため、罰則対象（3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金等）とすることにより取り締まりの実効をあげることを目的としています。そこで『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』が改正され（平成13年4月1日施行）、廃棄物の焼却を原則禁止となりました（法6条の2）。

これにともない、一定の構造基準を

満たしていない焼却炉（家庭用焼却炉のほとんど）については使用が禁止されました。焼却炉で何が燃やされているか確かめようがないため“原則禁止”という厳しいものになった訳です。

名古屋市でも『健康と安全を確保する環境の保全に関する条例』を改正し、「廃棄物等の焼却の制限」（条例第83条）を設け、罰則規定はないものの「行為の停止等の勧告」の規定を設けています。

例外は何か?

「公益上、社会慣習上やむを得ない廃棄物の焼却または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令（法律施行令第14条）で定めるもの」として、以下のものが挙げられています。

① 国や地方公共団体がその施設の管

- ② 災害の予防や復旧等のために必要な廃棄物の焼却
- ③ 風俗慣習上や宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（例：どんと焼きなどによる門松、しめ縄等の焼却）
- ④ 農林漁業を営むためにやむを得ないもの（例：稲わらや枝等の焼却）
- ⑤ たき火など日常生活を営む上で通常行われるものであって軽微なもの（例：たき火、キャンプファイヤーなど）

以上が可能なものとして制限列挙されていますが、当然ながら、ダイオキシンが発生するビニール類の焼却は禁止である上、煙や悪臭など生活環境への配慮は欠かせません。

（小池 敦夫）

Schedule

【定例活動予定】

集いの広場 10:00集合

11月24日(土) 竹林の整備・竹炭用材準備

12月22日(土) 正月準備、梅の剪定、施肥

2008年

1月26日(土) ツツジの園再生・しいたけ駒菌打ち

2月23日(土) アカマツ林再生プロジェクト

3月22日(土) 第10回苗木祭り

11月17日(土) 特別活動【菓箱の清掃】

集いの広場 9:00集合

●●●●● 会員募集中! ●●●●●

このクラブは、相生山緑地オアシスの森を活動の場として、昆虫、鳥類を含めた、多様性のある森づくり、環境づくりなどのフィールドワークを行い、会員同士のふれあいや、オアシスの森を通じて地域の人との交流などを行う、楽しい集いです。

具体的な活動内容は

- ◆オアシスの森を訪れる人々に、自然観察の方法や楽しみ方を知ってもらえるよう案内する。
- ◆公園管理者と協力しながら、オアシスの森での植生管理作業を行う。
- ◆植物、野鳥や地形、地質、気象などの調査を行う。
- ◆柴刈り大会や自然観察会などのイベントを適宜行う。
- ◆その他、目的を達成するために必要な事業を行う。

○会費は年間1,500円（保険料含む）です。主に連絡、郵送費です。

○振り込み先（郵便局） オアシスの森くらぶ 00860-7-33725

Information

【参加申込み・お問合せなど】

事務局

伊藤百寿人 052-895-8523

中島己治男 052-803-9534

【Eメール】

Mail address :

aioiyama-moriclub@mail.goo.ne.jp

★参加申し込み・お問い合わせなどをメールでも受け付けています。

★会員の皆さんへ・・・活動に関する各種の情報を提供するため、メールアドレスをお持ちの方はお知らせ下さい。

【ホームページ】

URL address :

http://f44.aaa.livedoor.jp

/~oasis/index.html

★ニュースレターのカラー版（PDFファイル）がダウンロードできます。

★定例活動・特別活動の報告や予告などを随時更新しています。

ホームページ管理・作成スタッフを募集しています!

お手伝いいただける方、興味のある方、是非ご一報を!!